

野田市建設工事の現場代理人及び営業所専任技術者の配置に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、野田市が発注する建設工事（以下「工事」という。）における現場代理人及び営業所における専任の技術者（以下「営業所専任技術者」という。）の配置に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の常駐義務の緩和要件)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、現場代理人の常駐を要しないものとするができる。

- (1) 契約締結後、工事現場において、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 受注者から工事報告書の提出があった日から引渡しまでの期間
- (4) 請負金額が300万円以下の工事。ただし、特記仕様書等に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除く。

(現場代理人の兼任を認める工事)

第3条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、現場代理人の常駐を要しないものとするができる。ただし、特記仕様書等に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除く。

- (1) 次に掲げる要件の全てを満たす場合には、現場代理人1人につき3件まで兼任させることができる。ただし、既に契約を締結している工事と一体性が認められ新たに随意契約により締結する追加工事については、件数に含めないものとする。

ア いずれの工事も野田市、野田市水道事業、国又は千葉県（ただし、工事場所が野田市内で国又は千葉県の発注者の承諾が得られている場合に限る。）が発注した工事であること。

イ いずれの工事も請負金額が3,500万円（建築一式工事にあつては7,000万円）未満であること。

- (2) 建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき、同一の専任の主任技術者が2以上の工事を管理するもの。

(現場代理人を兼任させる場合の事務)

第4条 受注者は、前条の規定により、現場代理人を兼任させる場合は、契約締結後原則として7日以内に、兼任を希望する工事の発注を担当する課長（以下「工事担当課長」という。）それぞれに現場代理人兼任届を提出しなければならない。

- 2 受注者は、現場代理人を兼任させている工事の一方が、竣工その他の事由により兼任の必要がなくなった場合であつて、他方の工事が契約期間中である場合は、当該契約期間中の工事の工事担当課長に現場代理人兼任解除届を提出しなければならない。

- 3 受注者は、兼任させている現場代理人が病気、死亡、退職等の特別な理由によりその職務を遂行することができなくなった場合は、新たな現場代理人を

選任し、兼任させている工事の工事担当課長それぞれに現場代理人兼任変更届を提出しなければならない。

(設計変更時の取扱い)

第5条 現場代理人を兼任させている工事の請負代金が、設計変更により第3条第1号イに定める金額以上となった場合において、市が工事の施工上特に支障がないと認めたときは、引き続き兼任させることができる。

(現場代理人の責務)

第6条 現場代理人は、常駐を要しないときであっても、契約履行上の責務を免じるものではない。

(営業所専任技術者の配置を認める工事)

第7条 受注者は、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、1件に限り、建設業法第7条第2項及び第15条第2項に規定する営業所専任技術者を工事現場の主任技術者又は監理技術者として配置することができる。

(1) 請負金額が3,500万円(建築一式工事にあつては7,000万円)未満であること。ただし、3,500万円(建築一式工事にあつては7,000万円)未満であっても、専任配置を求められている場合は除く。

(2) 野田市と当該営業所との間で契約を締結していること。

(3) 当該営業所が野田市内にあること。

(4) 携帯電話を所持するなど、当該営業所との間で常時連絡が取り得る体制にあること。

2 前項の規定により、営業所専任技術者を工事現場の主任技術者又は監理技術者として配置する場合、現場代理人を兼ねることができ、現場代理人の常駐を要しないものとすることができる。

(営業所専任技術者を配置する場合の事務)

第8条 受注者は、前条の規定により、工事現場へ営業所専任技術者を配置する場合は、契約締結後原則として7日以内に、当該工事の工事担当課長に営業所専任技術者配置届を提出しなければならない。

(営業所専任技術者の責務)

第9条 営業所専任技術者は、工事現場の職務に従事しているときにあつても、営業所の責務を免じるものではない。

(留意事項)

第10条 この取扱いについて、不正又は不誠実な行為が認められた場合は、指名停止等の措置を行う。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年8月15日から施行する。